

証券コード 9702

2020年3月9日

株 主 各 位

東京都品川区大崎五丁目1番11号

株式会社アイ・エス・ビー

代表取締役社長 若 尾 逸 雄

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区大崎五丁目1番5号
高德ビル3階会議室
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただきお間違いないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第50期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第50期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬額改定の件 |
| 第5号議案 | 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.isb.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業収益を背景に、設備投資や雇用環境にも改善が見られ、個人所得に関しましても総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。消費増税後の個人消費、国内景気への影響が懸念されましたが、政府の増税対策等により底堅く推移いたしました。

世界経済においては、米国景気は堅調に推移しているものの、米国の保護主義的な通商政策による米中貿易摩擦の影響を受け中国経済は減速してきており、英国のEU離脱問題など、不安定な状況による世界経済の減速リスクは未だに解消されていない状況にあり、景気の先行きは以前にも増して不透明な状況が続いております。

このような環境下において、当社グループが属する情報サービス産業におきましては、慢性的な人手不足に対応するため業務の効率化や自動化を目的にした、AIの活用、RPA等を利用した新しいサービスを始め、既存システムの改修業務など、IT関連投資は増加傾向で推移いたしました。

それに伴いIT技術者不足による課題も顕在化しており、最新テクノロジーを推進する技術者の育成および確保が業界全体での共通課題となっております。

このような環境の中、当社グループは、今年で2年目となる、3か年中期経営計画の重点施策を推進し、顧客市場の動向を注視しながら、積極的に受注獲得に努めるとともに、生産性向上による収益性向上を図ってまいりました。併せて新たに当社グループに加わった会社とのシナジー効果を発揮し、事業規模と事業範囲の拡大に努めてまいりました。

また、来年の新規採用への注力ならびにコアパートナーとの協力体制を強化することにより、受注体制、開発体制のより一層の拡大を図ってまいります。

この結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高および営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、新規連結会社の影響を除いても前期実績をいずれも上回り過去最高となり、売上高225億20百万円（前連

結会計年度比29.1%増)、営業利益11億93百万円(同37.4%増)、経常利益12億27百万円(同33.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益6億33百万円(同15.8%増)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(情報サービス事業)

情報サービス事業では、「組込み」については、主要メーカからの受注が堅調に推移し、「業務システム」については、放送系の検証業務の受注量が増加したことに加え、スポット業務も増加し、「フィールドサービス」については、クラウド関連の構築業務が拡大したことを受け、売上高は、前連結会計年度を上回りました。一方、「携帯端末」、「モバイルインフラ」、「公共」、「金融」については、市場規模や開発案件の縮小による受注量の減少の影響を受け売上高は、新規連結会社の影響を除くと、前連結会計年度を下回る結果となりましたが、全体では、前連結会計年度を上回る結果となりました。

利益面に関しましては、稼働率の向上やプロジェクト管理強化による生産性の向上、ニアショア、オフショアの活用の成果等により利益率が向上したことを受け、セグメント利益は、前連結会計年度に比べ大幅に増加いたしました。新規連結会社においても、当初予想を上回って推移したことにより業績向上に大きく貢献いたしました。

以上の結果、当事業における売上高は189億17百万円(前連結会計年度比33.9%増)、セグメント利益は10億20百万円(同43.5%増)となりました。

(セキュリティシステム事業)

セキュリティシステム事業は、ホテル業界や各種施設向けにセキュリティシステムの販売、納入が堅調に推移いたしました。既存システムの刷新業務に関しましても、計画以上の受注を獲得することができました。

また、アクセスコントロール専用プラットフォーム「ALLIGATE(アリゲイト)」や駐車場向けゲート自動開閉システム「シェアゲート」等を開発し従来の形にとらわれない新しいサービスの提供にも積極的に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業における売上高は36億2百万円(前連結会計年度比8.9%増)、セグメント利益は1億57百万円(同10.6%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1億12百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

| | |
|-------|----------------|
| 当社本社 | 増床に伴うパーテーション工事 |
| 当社子会社 | 販売目的の製品開発 |
| | 移転に伴うパーテーション工事 |

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、株式会社T-stock、同社の子会社である株式会社テイクスの株式取得資金を、金融機関からの借入により、調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の子会社である株式会社インフィックスと株式会社札幌システムサイエンスは、2019年1月1日に、株式会社札幌システムサイエンスを存続会社とする吸収合併をいたしました。なお株式会社札幌システムサイエンスは同日付で株式会社スリーエスに商号変更しております。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2019年1月7日に、コンピュータハウス株式会社の全株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。

当社は、2019年1月30日に、株式会社T-stockおよび株式会社テイクスの株式を取得し、両社を子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分 | 第 47 期 (2016年12月期) | 第 48 期 (2017年12月期) | 第 49 期 (2018年12月期) | 第 50 期 (当連結会計年度) (2019年12月期) |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 13,395,184 | 16,668,195 | 17,441,441 | 22,520,258 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円) | 175,072 | 307,673 | 546,896 | 633,301 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 34.29 | 60.26 | 107.11 | 124.04 |
| 総 資 産 (千円) | 7,796,563 | 9,161,252 | 9,955,715 | 12,243,296 |
| 純 資 産 (千円) | 5,556,074 | 5,805,187 | 6,185,837 | 6,687,528 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 1,088.19 | 1,136.98 | 1,211.53 | 1,309.81 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算出にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度以前の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------------------|-----------------|----------|--------------------------|
| 株式会社エス・エム・シー | 25百万円 | 100.0% | ソフトウェアの開発 およびシステム運用管理 |
| 株式会社アイエスピー東北 | 50百万円 | 100.0 | ソフトウェアの開発 |
| ノックスデータ株式会社 | 45百万円 | 100.0 | ソフトウェアの開発 |
| 株式会社スリーエス | 20百万円 | 100.0 | ソフトウェアの開発 |
| 株式会社アート | 42百万円 | 100.0 | 出入管理システム等の開発 |
| アートサービス株式会社 | 3百万円 | 100.0 | 出入管理システム等の販売、 施工および保守 |
| コンピュータハウス株式会社 | 10百万円 | 100.0 | ソフトウェアの開発 |
| 株式会社T-stock | 1百万円 | 100.0 | 有価証券の保有・運用 |
| 株式会社テイクス | 10百万円 | 100.0 | ソフトウェアの開発 |
| ISB VIETNAM COMPANY LIMITED | US \$ 1,800,000 | 100.0 | ソフトウェアの開発 |

- (注) 1. 当社の子会社である株式会社インフィックスと株式会社札幌システムサイエンスは、2019年1月1日に、株式会社札幌システムサイエンスを存続会社とする吸収合併をいたしました。なお株式会社札幌システムサイエンスは同日付で株式会社スリーエスに商号変更しております。
2. 当社は、2019年1月7日に、コンピュータハウス株式会社の全株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。
3. 当社は、2019年1月30日に、株式会社T-stockおよび株式会社テイクスの株式を取得し、両社を子会社といたしました。
4. アートサービス株式会社に対する当社の議決権比率は、当社の子会社である株式会社アートを通じての間接所有分であります。
5. 株式会社テイクスに対する当社の議決権比率は、当社の子会社である株式会社T-stockを通じての間接所有分であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループの中長期的な経営戦略達成のための対処すべき課題は、以下のとおりであります。

① 受託開発型ビジネスにおける課題

ソフトウェアの受託開発型ビジネスは、当社グループにおいて大きな収益源であり、今後の事業継続と更なる拡大のためには、成長が見込める産業および技術分野の開拓が必須の課題であります。

そのためには当社グループ各社の得意先、得意分野、得意技術を活かし、協業・分業による事業領域の拡大が有効であると認識しております。

また、受託開発型ビジネスの収益性の維持・向上のためには、QNXやQtなどのフレームワークによる生産性向上、オフショア (ISB VIETNAM COMPANY LIMITED) や国内ニアショア活用による原価削減が有効であると認識しております。

加えて、競争力を維持するためには、技術力を高め、付加価値の高い業務へシフトすることも課題として認識しております。

② 自社サービス・製品提供型ビジネスにおける課題

当社グループの競争力と企業価値を高めるためには、自ら新たなITサービスおよび製品を提供するプロダクト事業を創出、発展・進化させていくことが、重要だと認識しております。

しかしながら、プロダクト事業においては、短期間に確実な収益を確保することは難しく、中長期的視野に立ち、的確な投資とコスト管理を進めることが課題と認識しております。

さらに、プロダクト事業にはさまざまな不確実性や未経験のリスクが存在しており、受託開発型ビジネスに比べ、損失リスクが高いことを十分認識したうえで、リスク軽減に取り組んでまいります。

今後は、サブスクリプションなどの新たなビジネスモデルにも取り組み、収益向上に努めてまいります。

③ 生産性向上と効率化のための課題

当社グループの収益改善のためには、業務効率化、IT化、グループ各社の管理業務の最適化などの生産性向上と後戻り工数を無くすなどの品質向上が大きな課題と認識しております。

これらの取組みは政府が推進している「働き方改革」における長時間労働の是正にもつながり、社員がより力を発揮するうえで益々重要になってくるとの認識のもと引き続き鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

④ 人材育成のための課題

当社グループは、無線通信、組込みソフトウェア、一般業務アプリケーション、セキュリティ製品などの技術を長年に亘り蓄積し、他社との差別化を図ってまいりました。

これらの技術を継承し、発展させ、進化させる人材を育成することは、当社グループが全力で取り組むべき課題であると考えております。

また、受託開発型ビジネス、プロダクト事業にかかわらず、品質と生産性を確保するためにはプロジェクト管理力が技術力と同等に重要であると認識しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

| 事業区分 | 事業内容 |
|--------------|--|
| 情報サービス事業 | ソフトウェア開発 車載・医療・産業機器・モバイル・情報家電等の組込み/制御ソフトウェア開発および検証 基幹システムや情報システム、流通・金融・公共ソリューションにおけるソフトウェア開発 |
| | フィールドサービス データセンターサービス（ハウジング、ホスティング） クラウド等のインフラ構築・運用設計および運用保守サービス システムオペレーションサービス |
| | その他 業務用パッケージや医療・通信系ソリューションの開発・販売とソリューションに伴う機器の販売 |
| セキュリティシステム事業 | 出入管理システム、電気錠、テンキー等の開発、販売および保守 |

(6) 主要な事業所 (2019年12月31日現在)

① 当社

| | |
|---------|------------------|
| 本 社 | 東京都品川区大崎五丁目1番11号 |
| 我孫子事業所 | 千葉県我孫子市 |
| 五反田事業所 | 東京都品川区 |
| 新横浜事業所 | 神奈川県横浜市 |
| 三島事業所 | 静岡県三島市 |
| 甲府事業所 | 山梨県甲府市 |
| 名古屋事業所 | 愛知県名古屋市 |
| 大阪事業所 | 大阪府大阪市 |
| データセンター | 東京都内 |

② 子会社

| | |
|-----------------------------|-------------|
| 株式会社エス・エム・シー | 東京都品川区 |
| 株式会社アイエスピー東北 | 宮城県仙台市 |
| ノックスデータ株式会社 | 東京都品川区 |
| 株式会社スリーエス | 北海道札幌市 |
| 株式会社アート | 神奈川県川崎市 |
| アートサービス株式会社 | 神奈川県川崎市 |
| コンピュータハウス株式会社 | 東京都品川区 |
| 株式会社T-stock | 東京都品川区 |
| 株式会社テイクス | 東京都中央区 |
| ISB VIETNAM COMPANY LIMITED | ベトナム国ホーチミン市 |

(注) 1. 株式会社T-stockは、2019年1月30日に、本店所在地を千葉県浦安市から、東京都品川区に変更いたしました。

2. 株式会社エス・エム・シーは、2019年4月7日に、本店所在地を神奈川県横浜市から東京都品川区に変更いたしました。

(7) 使用人の状況 (2019年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|-------------|-------------|
| 情報サービス事業 | 1,515(357)名 | 406(323)名増 |
| セキュリティシステム事業 | 132(7)名 | 23(△11)名増 |
| 全社(共通) | 51(9)名 | 12(△1)名増 |
| 合計 | 1,698(372)名 | 441(311)名増 |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 使用人数が前連結会計年度と比べて441名増加しましたのは、おもに2019年1月30日付で株式会社テイクスを連結子会社化したためであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 779(14)名 | 65(0)名増 | 38.3歳 | 12.0年 |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|-------------|-------------|
| 株式会社三井住友銀行 | 1,100,000千円 |
| 株式会社りそな銀行 | 200,000 |
| 株式会社みずほ銀行 | 26,370 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 10,000 |
| 株式会社きらぼし銀行 | 10,000 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年12月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 12,500,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,105,800株 |
| ③ 株主数 | 3,911名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|------------|---------|
| 有 限 会 社 若 尾 商 事 | 1,000,700株 | 19.59% |
| アイ・エス・ビー・グループ従業員持株会 | 276,300 | 5.41 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 177,200 | 3.47 |
| 若 尾 一 史 | 135,500 | 2.65 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 116,700 | 2.28 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (F E - A C) | 94,590 | 1.85 |
| 株式会社第一情報システムズ | 90,000 | 1.76 |
| ROYAL BANK OF CANADA (CHANNEL ISLANDS) LIMITED - REGISTERED CUSTODY | 80,000 | 1.56 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5) | 76,000 | 1.48 |
| 株 式 会 社 K S K | 61,600 | 1.20 |

(注) 持株比率は自己株式 (56株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社は、2019年11月1日開催の取締役会において、当社発行の第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の取得および消却について決議し、2019年11月15日付で、すべての新株予約権について取得および消却いたしました。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2019年12月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|-------------------|-------|---|
| 代表取締役社長 | 若尾逸雄 | 株式会社スリーエス代表取締役会長、 株式会社アート代表取締役会長、 株式会社T-stock代表取締役社長、 株式会社テイクス代表取締役会長 |
| 常務取締役 | 柳沢一紀 | 営業本部長 |
| 取締役 | 竹田陽一 | 管理本部長、 株式会社エス・エム・シー代表取締役会長、 ノックスデータ株式会社代表取締役会長、 ISB VIETNAM COMPANY LIMITED取締役会長 |
| 取締役 | 関本祥文 | 経営企画担当、 株式会社アート代表取締役社長、 アートサービス株式会社代表取締役社長 |
| 取締役 | 小笠原芳市 | 事業本部長、プロダクト事業推進室長 |
| 取締役 (監査等委員・常勤) | 若尾一史 | 有限会社若尾商事代表取締役社長 |
| 取締役 (監査等委員) | 細上 諭 | |
| 取締役 (監査等委員) | 高橋 基 | 大和証券オフィス投資法人代表執行役員、 ブレンスタッフ株式会社社外取締役 |
| 取締役 (監査等委員) | 渡邊 芳樹 | 公認会計士・税理士、 株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング 代表取締役、税理士法人渡邊芳樹事務所代表社員 |

- (注) 1. 取締役(監査等委員)細上 諭、高橋 基、渡邊 芳樹の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役(監査等委員)細上 諭、渡邊 芳樹の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)渡邊 芳樹氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員会の監査の実効性を高めるため、若尾 一史氏を常勤の監査等委員として選定し、情報収集その他内部統制部門との連携を強化しております。
5. 2019年3月28日開催の第49期定時株主総会において、小笠原 芳市氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 2019年3月28日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって、取締役川崎 工三氏は任期満了により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分 | 員 数 | 報酬等の総額 |
|-------------------------|-----------|---------------------|
| 取締役（監査等委員を除く） | 6名 | 185,764千円 |
| 取締役（監査等委員） （うち社外取締役） | 4 (3) | 25,050 (11,730) |
| 合 計 （うち社外役員） | 10 (3) | 210,814 (11,730) |

- (注) 1. 上記には、2019年3月28日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2016年3月30日開催の第46期定時株主総会決議において、取締役（監査等委員を除く）について年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額35,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれています。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額42,660千円（取締役（監査等委員を除く）5名に対し42,660千円）。
 - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額27,640千円（取締役（監査等委員を除く）5名に対し27,640千円）。
5. 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2019年3月28日開催の第49期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名に対し支払った役員退職慰労金は、12,050千円であります。

（当該役員退職慰労金には、上記イ. および過年度の事業報告において役員報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額、7,900千円が含まれております。）

ハ. 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）高橋 基氏が代表執行役員を務めております大和証券オフィス投資法人および同氏が社外取締役を務めておりますブレんスタッフ株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）渡邊 芳樹氏が代表取締役を務めております株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティングおよび同氏が代表社員を務めております税理士法人渡邊芳樹事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 活 動 状 況 |
|------------------|---------|--|
| 取 締 役 (監査等委員) | 細 上 諭 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。他法人の取締役として培った豊富な経験と、当社事業領域に関する幅広い知見により、公正かつ独立の立場から意思決定および適法性と合理性を確保するための助言・発言を適宜行っております。 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 高 橋 基 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。他法人の取締役として培った豊富な経験と、経営管理業務に関する幅広い知見により、公正かつ独立の立場から意思決定および適法性と合理性を確保するための助言・発言を適宜行っております。 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 渡 邊 芳 樹 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、監査等委員会14回のうち全回に出席いたしました。他法人の取締役として培った豊富な経験と、公認会計士としての専門的な知見により、公正かつ独立の立場から意思決定および適法性と合理性を確保するための助言・発言を適宜行っております。 |

(4) 会計監査人の状況

| | |
|---|--------------|
| ① 名称 | 有限責任監査法人トーマツ |
| ② 報酬等の額 | |
| 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 39,500 千円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 1,600 千円 |
| | 合計 41,100 千円 |
| 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 41,100 千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、ISB VIETNAM COMPANY LIMITEDは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、「新会計基準導入に関するアドバイザー業務」を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、ミッションである「私たちは、先見的で卓越した技術力を核とし、チームISBの知恵を結集させて、顧客や社会のこれからの役立つ解決策を提案することを、組織の使命とします。」の実現を目的として、企業活動における遵法および社内規程・諸要領の遵守、コンプライアンス倫理の向上に関する事項の審議および決定を適正に行うために、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。

「コンプライアンス規程」に「行動規範」を設け、お客様・株主・社員・社会をはじめ、当社の事業に関わる世界の人々との関係において、適用される法令や社内規程等を誠実に遵守し、ビジネス倫理・社会規範に則り、公明かつ公正に行動することを定める。また、相談通報体制を設け、問題を早期に解決し不祥事を未然に防ぐ。通報内容は機密扱いとし、通報者に対して不利益な扱いは行わない。

当社の取締役、使用人は、「行動規範」に従って行動し、これに掲載のない事柄であっても、常に適法性・倫理性が求められていることを認識し行動する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者に管理本部担当取締役を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「文書取扱規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、全社的なリスクを総括的に管理する。「リスク管理規程」に基づき、各担当取締役のもと各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組む。

監査等委員会および監査部門は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。有事においては代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し迅速に対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の意思決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。意思決定の迅速化、職務執行の効率化等を図るため定例の常勤役員会を毎週1回開催し、取締役会に諮る重要事項について事前審議を行うとともに、取締役会から委任を受けた範囲において重要な業務執行を含む経営に関する重要事項について意思決定を行う。

業務の運営については、中期経営計画および年次経営計画を立案し全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向けて具体的施策を立案し実行する。

職務執行が効率的に行われるよう経営会議を毎月1回開催し、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

⑤ 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社グループの取締役等から当社への職務執行および事業内容の定期的な報告と重要案件についてグループ関係部門と事前協議または事前承認を行う。当社グループ各社の管理は管理本部担当取締役が統括し「関係会社管理規程」に基づき関連企業部長が指揮して行う。円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、当社グループの取締役等は定期的に経営会議へ参加する。当社は当社グループ各社に対して、定期的に内部監査部門による内部監査を行うとともに、当該内部監査の結果に基づいて、当社グループ各社との間で必要な協議を行う。

当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組む。特に重要と判断したリスクおよび当社グループ各社に共通のリスクについては、必要に応じて、グループ横断的な管理体制を整備する。

当社は、グループ経営の効率的かつ適正な運営に資するために、当社グループ各社に対し財務経理、人事労務、法務等の業務の支援・指導を実施し、またグループ全体で整合した中期経営計画および年次経営計画を策定し、目標を定め、毎月開催の取締役会および経営会議において当該目標の

達成状況を報告するなどグループ全体での一体的な運営を図る。

当社は、当社グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。また、グループ共通の「行動規範」を策定するとともに、相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合、他の取締役は監査等委員と協議の上、監査等委員会の業務補助のため取締役または使用人を置く。その場合、当該取締役および使用人の任命、異動等の人事権に係る事項は、他の取締役と監査等委員が意見交換し規程に基づいて決める。また当該使用人の人事考課ならびに当該取締役および使用人への業務指示は、常勤監査等委員が行う。なお、当該取締役および使用人は、当社の他の取締役および執行役員ならびにその指揮下にある使用人を介さず、当社の監査等委員会から直接指示を受け、また当社の監査等委員会に直接報告を行う。

- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人などが監査等委員会に報告をするための体制ならびにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人、ならびに当社グループの取締役、監査役その他これらに相当する者および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者は、当社および当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実および不正行為や重要な法令ならびに定款違反行為があることを発見したときは、規程に従い、直ちに当社もしくは当社グループ各社の担当部門を介しまたは直接に監査等委員会に報告する。

なお、当社および当社グループは、監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いは行わない。

監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書

を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

なお、監査等委員会は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。内部監査部門とも連携して効率的な監査業務を行う。

当社は、監査等委員の職務執行上必要な費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。また、監査等委員からその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求を受けたときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じる。

⑧ 財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制

当社および当社グループは、財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため、財務・会計に係る諸規程を整備するとともに、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓発を行うことにより、財務報告に係る内部統制の充実を図る。

当社および当社グループならびにその監査等委員、監査役、監査部門、および各部門は連携してその体制の整備・運用状況を定期的に評価し、是正・改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社および当社グループならびにその役員および使用人は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨むものとし、取引関係を含めた一切の関係を遮断することを、基本方針とする。

反社会的勢力の排除に向け、当社および当社グループは、「行動規範」において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むこと、および一切の関係を持たないことを定めるとともに、コンプライアンス委員会を通じて、各部門における「行動規範」の遵守状況をモニタリングし、定期的に、役員および使用人に対し、教育、研修等により関連法令、同規則に関する内容の周知徹底を行う。

また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に所属し、同連合会から反社会的勢力に関する活動状況を適宜収集し、反社会的勢力からの被害防止の対策を講ずる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの遵守状況の確認と啓発を実施しております。グループ・コンプライアンスの強化を掲げ、チェックリストを利用したコンプライアンス遵守状況の確認や、当社グループ各社におけるコンプライアンス強化支援体制の充実などを図っております。当社グループ各社の役職員に対して、コンプライアンス意識の醸成のための研修会およびeラーニングを利用したコンプライアンス教育を実施いたしました。

② 情報の保存および管理体制

「文書取扱規程」などの社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る議事録、稟議書等の情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存しております。これらの文書等は、取締役、監査等委員の求めがあれば、随時閲覧提供しております。

③ リスク管理体制

リスク管理委員会は、リスク管理責任体制の構築・運用、リスク管理の推進、緊急事態発生時の対策本部の設置・運用などを行っております。品質保証部門を設置し、プロジェクトのモニタリングの強化、マネジメントシステムの改善などを推進することにより、不採算・低採算プロジェクトの発生抑止とプロジェクト管理の強化を図っております。

④ 効率的職務執行体制

意思決定の迅速化、職務執行の効率化等を図ることを目的として、常勤の取締役および監査等委員で構成される常勤役員会を設置いたしました。常勤役員会は、取締役会に諮る重要事項について事前審議を行うとともに、取締役会から委任を受けた範囲において重要な業務執行を含む経営に関する重要事項について意思決定を行っております。「取締役会規程」や組織関連の規程において業務分掌・職務権限を定め、効率的な業務執行および責任体制の明確化を図っております。

⑤ グループ内部統制

グループ経営の統括会議体である経営会議を毎月開催し、主に経営課題・経営方針の内容、経営計画の進捗状況、内部統制システムの整備・運用状況について確認・協議しております。内部監査部門は、監査等委員会および会計監査人と連携しながら、当社および当社グループ各社に対して内部監査を実施いたしました。

⑥ 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、会計監査人および内部監査部門との間での定期的な情報交換、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備・運用状況の確認をしております。

⑦ 財務報告に係る内部統制

内部統制委員会は、財務報告の信頼性および適正性を確保するために、統制環境の整備、統制活動の推進およびモニタリング等を実施いたしました。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施いたしました。

⑧ 反社会的勢力の排除

平素より公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会や所管の警察署との緊密な関係を確保し、反社会的勢力に関する活動情報を収集しております。取引先、役員、使用人等について、反社会的勢力との関係性に関する調査を行うなど、反社会的勢力との取引等を防止するための対策を講じております。

4. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|------------|--------------|------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 8,739,855 | 流動負債 | 5,016,122 |
| 現金及び預金 | 3,677,211 | 支払手形及び買掛金 | 1,412,670 |
| 受取手形及び売掛金 | 4,218,860 | 短期借入金 | 1,320,000 |
| 商 品 | 466,347 | 未 払 金 | 981,731 |
| 仕 掛 品 | 142,841 | 未 払 費 用 | 77,369 |
| 貯 蔵 品 | 2,091 | 未 払 法 人 税 等 | 373,184 |
| 前 払 費 用 | 132,568 | 未 払 消 費 税 等 | 342,967 |
| そ の 他 | 132,290 | 賞 与 引 当 金 | 20,374 |
| 貸倒引当金 | △32,357 | 役員賞与引当金 | 55,072 |
| 固定資産 | 3,503,440 | 受注損失引当金 | 2,135 |
| 有形固定資産 | 902,277 | そ の 他 | 430,618 |
| 建物及び構築物 | 169,238 | 固定負債 | 539,645 |
| 土 地 | 605,084 | 社 債 | 16,000 |
| そ の 他 | 127,955 | 長期借入金 | 9,690 |
| 無形固定資産 | 1,707,358 | 退職給付に係る負債 | 206,663 |
| のれん | 1,637,246 | 役員退職慰労引当金 | 200,458 |
| そ の 他 | 70,111 | 繰延税金負債 | 22,895 |
| 投資その他の資産 | 893,804 | 資産除去債務 | 75,528 |
| 投資有価証券 | 429,168 | そ の 他 | 8,409 |
| 長期前払費用 | 3,850 | 負債合計 | 5,555,767 |
| 繰延税金資産 | 145,997 | (純資産の部) | |
| 差入保証金 | 244,833 | 株 主 資 本 | 6,583,504 |
| そ の 他 | 76,631 | 資 本 金 | 1,707,526 |
| 貸倒引当金 | △6,677 | 資 本 剰 余 金 | 2,311,704 |
| 資産合計 | 12,243,296 | 利 益 剰 余 金 | 2,564,366 |
| | | 自 己 株 式 | △92 |
| | | その他の包括利益累計額 | 104,023 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 135,317 |
| | | 為替換算調整勘定 | △31,293 |
| | | 純資産合計 | 6,687,528 |
| | | 負債・純資産合計 | 12,243,296 |

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

（ 2019年1月1日から
2019年12月31日まで ）

（単位：千円）

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------|
| 売上高 | 22,520,258 |
| 売上原価 | 17,343,868 |
| 売上総利益 | 5,176,390 |
| 販売費及び一般管理費 | 3,982,722 |
| 営業利益 | 1,193,667 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 4,915 |
| 受取配当金 | 14,531 |
| 保険配当金 | 11,203 |
| 保険解約返戻金 | 7,786 |
| 受取保険金 | 10,000 |
| その他 | 10,482 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 10,742 |
| 新株予約権発行費 | 6,350 |
| 有形売却損 | 3,461 |
| その他 | 4,703 |
| 経常利益 | 1,227,327 |
| 税金等調整前当期純利益 | 1,227,327 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 627,870 |
| 法人税等調整額 | △33,844 |
| 当期純利益 | 633,301 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 633,301 |

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2019年1月1日から
2019年12月31日まで ）

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|----------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 1,707,526 | 2,311,704 | 2,099,556 | △6 | 6,118,780 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △168,491 | | △168,491 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 633,301 | | 633,301 |
| 自己株式の取得 | | | | △85 | △85 |
| 株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額) | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計 | － | － | 464,810 | △85 | 464,724 |
| 当連結会計年度末残高 | 1,707,526 | 2,311,704 | 2,564,366 | △92 | 6,583,504 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|----------------------------------|-----------------------|-------------|------------------------|-------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為 替 換 算 勘 定 | そ の 他 の 包 括 利益累計額合計 | | |
| 当連結会計年度期首残高 | 97,803 | △30,746 | 67,056 | － | 6,185,837 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △168,491 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | 633,301 |
| 自己株式の取得 | | | | | △85 |
| 株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額) | 37,513 | △546 | 36,967 | － | 36,967 |
| 当連結会計年度変動額合計 | 37,513 | △546 | 36,967 | － | 501,691 |
| 当連結会計年度末残高 | 135,317 | △31,293 | 104,023 | － | 6,687,528 |

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数

10社

ロ. 主要な連結子会社の名称

株式会社エス・エム・シー、株式会社アイエスピー東北、ノックスデータ株式会社、株式会社スリーエス、コンピュータハウス株式会社、株式会社アート、アートサービス株式会社、株式会社T-stock、株式会社テイクス、ISB VIETNAM COMPANY LIMITED

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社はありません。

(3) 連結の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更

コンピュータハウス株式会社、株式会社T-stock及び株式会社テイクスは当連結会計年度において、新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。なお、株式会社インフィックスにつきましては、2019年1月1日付で株式会社スリーエスと合併したため、連結の範囲から除いております。

(4) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商 品

当社及び一部の連結子会社は先入先出法に基づく原価法を採用しており、一部の連結子会社は、総平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・ 仕 掛 品

個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

2007年3月31日以前に取得したものについては旧定率法を、2007年4月1日以降に取得したものについては定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日から2007年3月31日の間に取得した建物（附属設備を除く。）については、旧定額法を採用しております。また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 10～50年 |
| その他 | 2～10年 |

ロ. 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. 長期前払費用

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度末に負担する額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

また、一部の連結子会社については、支出時の費用として処理しております。

ニ. 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、当連結会計年度末以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

ホ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理方法

当社及び一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準
 受注製作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準
 イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の
 確実性が認められる工事契約
 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 ロ. その他の工事契約
 工事完成基準
 請負工事に係る売上高及び売上原価の計上基準
 イ. 工事完成基準
- ⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物等為替相場により円換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産又は負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- ⑦ のれんの償却方法及び償却期間
 のれんは、5年間で均等償却しております。
- ⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項
 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によって
 おります。控除対象外消費税及び地方消費税は、当連
 結会計年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

（連結損益計算書）

前連結会計年度の営業外収益において、「受取利息および配当金」と掲記しておりましたが、金額的重要性が増したため、区別掲記しております。

なお、前連結会計年度の「受取利息」は、438千円、受取配当金は、12,177千円であります。

また、「その他」に含めて掲記しておりました、営業外収益の「保険解約返戻金」は、金額的重要性が増したため、区別掲記しております。

なお、前連結会計年度の「保険解約返戻金」は、3,193千円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 706,767千円 |
| 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額10,110千円が含まれております。 | |
| (2) 受取手形裏書譲渡額 | 65,184千円 |

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式 | 5,105,800株 | 一株 | 一株 | 5,105,800株 |

(2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高 |
|-----------|---------------|------------------|--------------------|-----------|-----------|----------|------------|
| | | | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 | |
| 提出会社(親会社) | 2019年新株予約権(注) | 普通株式 | — | 550,000 | 550,000 | — | — |
| 合計 | | — | — | 550,000 | 550,000 | — | — |

(注) 2019年度の新株予約権の当連結会計年度の増加は、新株予約権の発行によるもの、減少は、新株予約権の消去によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

2019年3月28日開催の第49期定時株主総会決議による配当に関する事項

| | |
|------------|-------------|
| ・株式の種類 | 普通株式 |
| ・配当金の総額 | 168,491千円 |
| ・1株当たり配当金額 | 33円 |
| ・基準日 | 2018年12月31日 |
| ・効力発生日 | 2019年3月29日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2020年3月27日開催予定の第50期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

| | |
|------------|-------------|
| ・株式の種類 | 普通株式 |
| ・配当金の総額 | 194,018千円 |
| ・配当の原資 | 利益剰余金 |
| ・1株当たり配当金額 | 38円 |
| ・基準日 | 2019年12月31日 |
| ・効力発生日 | 2020年3月30日 |

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループにおける取組方針は、中長期的な資金需要を踏まえた上で運用限度額を設定し、原則として、流動性を確保し、かつ元本の安全性の高い方法を採用しており、主に預貯金又は銀行の安定性のある金融商品、株式（未上場株式を含む。）、社債等の利回り商品などの方法に限定しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、その他有価証券の株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、オーナーの信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金および社債は、主に営業取引に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

与信管理規程に従い、担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や出資先の財務状況等を把握するとともに、出資先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実施できなくなるリスク）の管理

資金管理担当部門が資金繰表を作成するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては、変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|---------------|-----------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 3,677,211 | 3,677,211 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 4,218,860 | | |
| 貸倒引当金 | △32,357 | | |
| 計 | 4,186,503 | 4,186,503 | — |
| (3) 投資有価証券 | 410,713 | 410,713 | — |
| (4) 差入保証金 | 244,833 | 233,135 | △11,698 |
| 資産 計 | 8,519,261 | 8,507,563 | △11,698 |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 1,412,670 | 1,412,670 | — |
| (2) 短期借入金 | 1,320,000 | 1,320,000 | — |
| (3) 未払金 | 981,731 | 981,731 | — |
| (4) 未払法人税等 | 373,184 | 373,184 | — |
| (5) 未払消費税等 | 342,967 | 342,967 | — |
| (6) 長期借入金 | 26,370 | 26,422 | 52 |
| (7) 社債 | 40,000 | 40,079 | 79 |
| 負債 計 | 4,496,923 | 4,497,054 | 131 |

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 差入保証金

これらは、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等
これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した債務毎に、その将来にキャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 社債

元金利の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|-------|-----------------|
| 非上場株式 | 18,455 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には、含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 1,309円81銭
② 1株当たり当期純利益 124円04銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | |
|--------------------------|------------|
| 連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 | 633,301千円 |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 | 633,301千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 5,105,772株 |

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 3,789,765 | 流動負債 | 2,491,406 |
| 現金及び預金 | 572,666 | 買掛金 | 730,507 |
| 受取手形 | 232,882 | 短期借入金 | 1,020,000 |
| 売掛金 | 2,630,090 | 未払金 | 340,139 |
| 商品 | 1,342 | 未払費用 | 12,952 |
| 仕掛品 | 108,386 | 未払法人税等 | 86,144 |
| 前払費用 | 80,634 | 未払消費税等 | 168,211 |
| 短期貸付金 | 79,008 | 前受金 | 864 |
| その他 | 87,650 | 預り金 | 89,383 |
| 貸倒引当金 | △2,895 | 役員賞与引当金 | 42,660 |
| 固定資産 | 5,290,994 | 受注損失引当金 | 542 |
| 有形固定資産 | 418,170 | 固定負債 | 227,714 |
| 建物 | 105,785 | 役員退職慰労引当金 | 157,543 |
| 構築物 | 314 | 資産除去債務 | 47,275 |
| 工具器具備品 | 63,986 | 繰延税金負債 | 22,895 |
| 土地 | 248,084 | 負債合計 | 2,719,121 |
| 無形固定資産 | 65,020 | (純資産の部) | |
| ソフトウェア | 64,364 | 株主資本 | 6,242,101 |
| その他 | 655 | 資本金 | 1,707,526 |
| 投資その他の資産 | 4,807,803 | 資本剰余金 | 2,311,704 |
| 投資有価証券 | 329,222 | 資本準備金 | 2,237,526 |
| 関係会社株式 | 3,329,809 | その他資本剰余金 | 74,178 |
| 関係会社出資金 | 30,016 | 利益剰余金 | 2,222,963 |
| 差入保証金 | 126,122 | 利益準備金 | 29,700 |
| 長期貸付金 | 988,359 | その他利益剰余金 | 2,193,263 |
| 破産更生債権等 | 6,000 | 別途積立金 | 230,600 |
| その他 | 4,950 | 繰越利益剰余金 | 1,962,663 |
| 貸倒引当金 | △6,677 | 自己株式 | △92 |
| 資産合計 | 9,080,760 | 評価・換算差額等 | 119,537 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 119,537 |
| | | 純資産合計 | 6,361,639 |
| | | 負債・純資産合計 | 9,080,760 |

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

損 益 計 算 書

（ 2019年1月1日から
2019年12月31日まで ）

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高 | | 11,545,653 |
| 売 上 原 価 | | 9,564,212 |
| 売 上 総 利 益 | | 1,981,440 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 1,437,520 |
| 営 業 利 益 | | 543,920 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 4,018 | |
| 受 取 配 当 金 | 895,195 | |
| 保 険 配 当 金 | 9,625 | |
| 業 務 受 託 収 入 | 52,623 | |
| そ の 他 | 3,188 | 964,650 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 8,424 | |
| 新 株 予 約 権 発 行 費 | 6,350 | |
| 為 替 差 損 | 252 | |
| そ の 他 | 1,336 | 16,364 |
| 経 常 利 益 | | 1,492,206 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 1,492,206 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 215,905 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 10,501 | 226,406 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,265,799 |

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

（ 2019年1月1日から
2019年12月31日まで ）

（単位：千円）

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | |
|---|-----------|-----------|-----------------|---------------|-----------|-----------------|-----------|---------------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 合 計 | | |
| | | | | | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | | | |
| 当 期 首 残 高 | 1,707,526 | 2,237,526 | 74,178 | 2,311,704 | 29,700 | 230,600 | 865,355 | 1,125,655 | △6 | 5,144,878 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | △168,491 | △168,491 | | △168,491 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | 1,265,799 | 1,265,799 | | 1,265,799 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | | | △85 | △85 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額) | | | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | - | - | - | - | 1,097,308 | 1,097,308 | △85 | 1,097,222 |
| 当 期 末 残 高 | 1,707,526 | 2,237,526 | 74,178 | 2,311,704 | 29,700 | 230,600 | 1,962,663 | 2,222,963 | △92 | 6,242,101 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---|-------------------------|---------------------|-----------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 91,086 | 91,086 | - | 5,235,965 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | △168,491 |
| 当 期 純 利 益 | | | | 1,265,799 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △85 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額) | 28,450 | 28,450 | - | 28,450 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 28,450 | 28,450 | - | 1,125,673 |
| 当 期 末 残 高 | 119,537 | 119,537 | - | 6,361,639 |

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法に基づく原価法

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商 品

先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 仕 掛 品

個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

2007年3月31日以前に取得したものについては旧定率法を、2007年4月1日以降に取得したものについては定率法を採用しております。ただし、1988年4月1日から2007年3月31日の間に取得した建物（附属設備を除く。）については、旧定額法を採用しております。また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

工具器具備品 5～10年

② 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

③ 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、当事業年度末以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

受注製作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事契約

工事完成基準

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

544,750千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額842千円が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権

139,674千円

② 短期金銭債務

167,268千円

③ 長期金銭債権

988,359千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|--------------|-------------|
| ① 売上高 | 134,246千円 |
| ② 外注費 | 968,869千円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 1,057,530千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 7株 | 49株 | 一株 | 56株 |

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|--------------------|------------|
| 投資有価証券評価損否認 | 17,600千円 |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 2,929千円 |
| 役員退職慰労引当金損金算入限度超過額 | 48,208千円 |
| 関係会社出資金評価損 | 57,865千円 |
| 工事進行基準適用に係る売上原価否認 | 62,311千円 |
| 受注損失引当金 | 165千円 |
| その他 | 67,170千円 |
| 小計 | 256,250千円 |
| 評価性引当額 | △168,451千円 |
| 繰延税金資産計 | 87,799千円 |

(繰延税金負債)

| | |
|------------------|-----------|
| 工事進行基準適用に係る売上高否認 | 74,176千円 |
| その他 | 36,518千円 |
| 繰延税金負債計 | 110,694千円 |
| 繰延税金負債の純額 | 22,895千円 |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | |
|----------------------|---------|
| 法定実効税率 (調整) | 30.60% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.69% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △18.15% |
| 住民税均等割額 | 0.88% |
| 評価性引当額の増減 | 0.47% |
| その他 | 0.68% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 15.17% |

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有割合(%) | 関連当事者との取引 | 取引内容 | 取引金額(千円) (注)1 | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|-------------|------------|--------------|--------------------------|---|----------------------------|----------------|-------------------|
| 子会社 | 株式会社アート | セキュリティシステム | 直接 100.0 | 役員の兼任 業務委託契約 資金の援助 | 業務受託料の受取 (注)2 貸付金の回収 利息の受取 (注)3 | 18,600 342,000 3,226 | 短期貸付金 長期貸付金 | 42,000 599,400 |
| | アートサービス株式会社 | セキュリティシステム | 間接 100.0 | 役員の兼任 資金の援助 | 貸付金の回収 利息の受取 (注)3 | 3,840 417 | 短期貸付金 長期貸付金 | 3,840 81,120 |
| | ノックスデータ株式会社 | 情報システム | 直接 100.0 | 役員の兼任 | 配当金の受取 業務受託料の受取 (注)2 | 723,004 4,993 | | - |
| | 株式会社スリーエス | 情報システム | 直接 100.0 | 役員の兼任 | 配当金の受取 業務受託料の受取 (注)2 | 159,000 8,096 | | - |
| | 株式会社T-stock | 情報システム | 直接 100.0 | 役員の兼任 資金の援助 | 資金の貸付 | 307,839 | 長期貸付金 | 307,839 |

(注)1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 受託内容を勘案し、決定しております。

3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,245円98銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 247円92銭 |

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | |
|--------------|-------------|
| 損益計算書上の当期純利益 | 1,265,799千円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 1,265,799千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 5,105,772株 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月20日

株式会社アイ・エス・ビー

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任

社員

公認会計士

遠藤 康彦 ⑩

業務執行社員

指定有限責任

社員

公認会計士

浅井 則彦 ⑩

業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・エス・ビーの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・エス・ビー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月20日

株式会社アイ・エス・ビー

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任

社員

公認会計士

遠藤 康彦 ⑩

業務執行社員

指定有限責任

社員

公認会計士

浅井 則彦 ⑩

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・エス・ビーの2019年1月1日から2019年12月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月21日

株式会社アイ・エス・ビー 監査等委員会

常勤監査等委員 若 尾 一 史 ⑩

監 査 等 委 員 細 上 諭 ⑩

監 査 等 委 員 高 橋 基 ⑩

監 査 等 委 員 渡 邊 芳 樹 ⑩

(注) 監査等委員細上 諭、高橋 基及び渡邊 芳樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を行うことを経営の重要課題の一つとして位置づけ、健全な財務体質の維持とそれを背景とする積極的な事業展開を図るべく、各期の業績、将来の投資や事業展開等についての戦略、また配当性向等を総合的に勘案し利益を配分することを基本方針としております。

株主の皆様への具体的な収益還元につきましては、配当を重視しており、連結ベースで当期純利益の30%を配当性向の目標としております。また、純資産配当率等を注視し、投資余力や財務健全性を維持できる範囲で、可能な限り安定した配当を行ってまいりたいと考えております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金38円（普通配当38円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は194,018,272円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は任期満了となります。つきましては、グループ経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名増員することとし、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者については、指名・報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。また、監査等委員会から、全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式数 |
|---|------------------------------------|---|--------------------|
| 1 | わかお かつお 若尾 逸雄 (1958年11月25日生) | 1981年4月 当社入社 1996年10月 当社通信システム事業部副事業部長 1997年4月 当社取締役通信システム事業部長 2001年3月 当社常務取締役ソリューション事業本部長 2003年3月 当社専務取締役ソリューション事業本部長 2007年1月 当社専務取締役事業本部長 2007年3月 当社代表取締役社長（現任） 2012年1月 ノックスデータ株式会社代表取締役会長 2012年9月 株式会社GIOT（現 株式会社ベリサーブ 沖縄テストセンター）取締役 2013年1月 株式会社エス・エム・シー代表取締役会長、 ISB VIETNAM COMPANY LIMITED取締役会長 2014年1月 株式会社札幌システムサイエンス（現 株式会社 スリーエス）代表取締役会長（現任） 2017年3月 株式会社アート代表取締役会長（現任） 2019年1月 株式会社T-stock代表取締役社長（現任）、 株式会社テイクス代表取締役会長（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社スリーエス代表取締役会長、株式会社アート 代表取締役会長、株式会社T-stock代表取締役社長、 株式会社テイクス代表取締役会長 | 24,600株 (58株) |
| (取締役候補者とした理由) 若尾 逸雄氏は、当社および当社グループ会社の取締役として長年に亘り経営に携わっており、当社グループの事業分野における豊富な経験と幅広い知見を有していることから、経営戦略・事業計画の推進、当社グループの経営全般の統括などを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式数 |
|--|---|--|--------------------|
| 2 | ※ わかお かずふみ 若尾 一史 (1972年4月10日生) | 1999年9月 有限会社若尾商事入社 2002年1月 ソフトウェアメンテナンス株式会社 (現 株式会社エス・エム・シー) 入社 2002年11月 当社転籍 2007年1月 当社関連企業部長 2008年4月 当社ビジネスパートナー部長 2013年4月 有限会社若尾商事代表取締役社長 (現任) 2013年8月 当社経理部マネージャー 2014年1月 当社執行役員関連企業部長、管理企画 室マネージャー 2015年1月 当社執行役員管理企画室長、関連企業部長 2016年3月 当社取締役 [常勤監査等委員] (現任) [重要な兼職の状況] 有限会社若尾商事代表取締役社長 | 135,500株 |
| (取締役候補者とした理由) 若尾 一史氏は、当社の取締役 (常勤監査等委員) および他法人の取締役として培った豊富な経験と幅広い知見、ならびに大株主としての企業経営に関する俯瞰的な視野を有しており、当社の経営管理体制の強化に活かせるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |
| 3 | やなぎさわ かずのり 柳 沢 一 紀 (1960年5月8日生) | 1982年4月 当社入社 1999年1月 当社通信システム営業部長 2001年1月 当社モバイルソリューション事業部長 2002年1月 当社執行役員モバイルソリューション 事業部長 2007年3月 当社取締役事業本部副本部長 2009年1月 当社取締役第一事業部長 2011年1月 当社取締役第一事業本部長 2011年7月 株式会社アイエスビー東北代表取締役社長 2012年1月 当社取締役第二事業本部長 2014年3月 当社常務取締役第二事業本部長 2015年7月 株式会社インフィックス (現 株式会社 スリーエス) 代表取締役社長 2018年1月 当社常務取締役事業本部長 2018年3月 株式会社インフィックス (現 株式会社 スリーエス) 代表取締役会長 2019年1月 当社常務取締役営業本部長、事業本部長 2019年3月 当社常務取締役営業本部長 (現任) | 9,300株 (94株) |
| (取締役候補者とした理由) 柳沢 一紀氏は、当社および当社グループ会社の取締役として培った当社グループの事業分野における豊富な経験と幅広い知見を、当社の事業運営体制の強化に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式数 |
|---|--------------------------------------|--|--------------------|
| 4 | たけだ よういち 竹 田 陽 一 (1963年2月12日生) | 1985年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2001年6月 株式会社イン・エックス入社 2002年10月 当社入社 トータルソリューションズ課長代理 2004年1月 ISB VIETNAM CORPORATION（現 ISB VIETNAM COMPANY LIMITED）代表取締役社長 2008年1月 当社海外事業部長 2010年1月 当社執行役員関連企業部長、営業企画推進部マネージャー 2010年2月 イー・ストーム株式会社取締役 2010年4月 ISB VIETNAM COMPANY LIMITED取締役 2011年1月 当社執行役員第一営業統括部長 2014年3月 当社取締役第一事業本部長、第一営業統括部長 2014年6月 株式会社GIOT（現 株式会社ベリサーブ沖縄テストセンター）取締役 2016年1月 当社取締役第一事業本部長 2016年3月 ISB VIETNAM COMPANY LIMITED取締役会長（現任） 2018年1月 当社取締役営業本部長 2018年3月 株式会社エス・エム・シー代表取締役会長（現任）、ノックスデータ株式会社代表取締役会長（現任） 2019年1月 当社取締役管理本部長（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社エス・エム・シー代表取締役会長、 ノックスデータ株式会社代表取締役会長、 ISB VIETNAM COMPANY LIMITED取締役会長 | 5,300株 (121株) |
| (取締役候補者とした理由) 竹田 陽一氏は、当社および当社グループ会社の取締役として子会社管理業務に長年に亘り携わっており、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を、当社の経営管理体制の強化に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式数 |
|---|--------------------------------------|---|--------------------|
| 5 | せきもと よしふみ 関本 祥文 (1965年7月13日生) | 1988年4月 和光証券株式会社(現 みずほ証券株式会社)入社 2007年6月 株式会社フィナンテック入社 2010年1月 当社入社 経理部長 2011年1月 当社経理部長、関連企業部長 2012年1月 当社執行役員経理部長、関連企業部長 2016年4月 当社執行役員管理本部副本部長、 経理部長、関連企業部長 2017年1月 株式会社アート代表取締役社長(現任)、 アートサービス株式会社代表取締役社長 (現任) 2017年3月 当社取締役グループ経営企画室長 2019年7月 当社取締役経営企画担当(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社アート代表取締役社長、 アートサービス株式会社代表取締役社長 | 1,600株 (89株) |
| (取締役候補者とした理由) 関本 祥文氏は、当社において経理・財務業務および子会社管理業務に長年に亘り携わっており、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を、当社の経営管理体制の強化に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |
| 6 | おがさわら よしいち 小笠原 芳市 (1968年1月6日生) | 1987年9月 コスモ企業株式会社入社 1988年2月 当社入社 2008年1月 当社我孫子システム部長 2014年1月 当社執行役員第一事業部長 ISB VIETNAM COMPANY LIMITED取締役 2018年1月 当社執行役員第二組込みソリューション事 業部長、プロダクト事業推進室長 2019年1月 当社執行役員事業本部副本部長、プロダ クト事業推進室長 2019年3月 当社取締役事業本部長、プロダクト事 業推進室長(現任) | 3,700株 (27株) |
| (取締役候補者とした理由) 小笠原 芳市氏は、当社および当社グループ会社の取締役として培った当社グループの事業分野における豊富な経験と幅広い知見を、当社の事業運営体制の強化に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 若尾 一史氏は、当社株式1,000,700株(持株比率19.59%)を保有する有限会社若尾商事の代表取締役社長を務めております。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 若尾 一史氏は現在当社の常勤監査等委員であります。本定時株主総会終結の時をもって常勤監査等委員を任期満了により退任する予定です。

4. 若尾 一史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
5. 上記「所有する当社の株式数」の欄の、()内の数字は、2019年12月31日現在の役員持株会での持ち分であり、外数となっております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役4名全員は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者については、指名・報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式数 |
|---|--|---|--------------------|
| 1 | ※ きゅうせ しんいち 久 世 慎 一 (1959年10月6日生) | 1978年4月 当社入社 1995年4月 当社湘南システムセンター所長 1997年4月 当社静岡システムセンター所長 1999年1月 当社通信システム事業部副事業部長 2001年1月 当社フィールドソリューション事業部長 2002年1月 当社執行役員フィールドソリューション事業部長 2004年1月 当社執行役員システムソリューション事業部長 2005年1月 当社カスタマーサービス部長 2009年1月 当社内部統制推進部長 2011年1月 当社事務統括部長 2012年4月 当社経理部マネージャー 2016年1月 当社監査室長 2016年4月 株式会社エス・エム・シー監査役(現任)、ノックデータ株式会社監査役(現任)、株式会社インフィックス(現 株式会社スリーエス) 監査役 | 500株 (187株) |
| (取締役候補者とした理由) 久世 慎一氏は、当社の監査室長および当社グループ会社の監査役として培った豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社の監査体制の強化に活かせるものと判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式数 |
|---|-----------------------------------|---|--------------------|
| 2 | たかはし もと 高橋 基 (1955年11月22日生) | 1980年4月 大和証券株式会社(現 株式会社大和証券グループ本社) 入社 1999年4月 大和証券S Bキャピタル・マーケット株式会社(現 大和証券株式会社) 転籍 エクイティ・キャピタルマーケット部長 2005年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社 (現 大和証券株式会社) 執行役員、 株式会社日本証券クリアリング機構社外取締役、 株式会社証券保管振替機構社外取締役、 株式会社東京金融取引所社外取締役 2008年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社 (現 大和証券株式会社) 常務執行役員 2010年4月 大和証券キャピタル・マーケット株式会社 (現 大和証券株式会社) 常務取締役 2011年4月 株式会社大和総研専務取締役 2016年4月 株式会社大和総研顧問 2017年11月 ブレンスタッフ株式会社社外取締役(現任) 2018年3月 当社社外取締役[監査等委員](現任) 2018年8月 大和証券オフィス投資法人代表執行役員(現任) [重要な兼職の状況] ブレンスタッフ株式会社社外取締役、 大和証券オフィス投資法人代表執行役員 | - 株 |
| (社外取締役候補者とした理由) 高橋 基氏は、他法人の取締役として培った豊富な経験および経営管理業務に関する幅広い知見を有していることから、当社の監査体制の強化に活かせるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 株式の 数 |
|---|--------------------------------------|--|------------------|
| 3 | わたなべ よしき 渡 邊 芳 樹 (1963年1月25日生) | 1989年10月 中央新光監査法人(後のみずぎ監査法人) 入所 1993年2月 公認会計士登録 1997年1月 公認会計士渡邊芳樹事務所(現 税理士法人渡邊芳樹事務所) 開設 所長 1997年2月 税理士登録 1999年4月 優成監査法人設立 代表社員 2000年12月 株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング設立 代表取締役(現任) 2004年6月 税理士法人渡邊芳樹事務所開設 代表社員(現任) 2013年7月 日本公認会計士協会理事 2016年7月 日本公認会計士協会常務理事(現任) 2018年3月 当社社外取締役[監査等委員](現任) [重要な兼職の状況] 株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング代表取締役、税理士法人渡邊芳樹事務所代表社員 | - 株 |
| (社外取締役候補者とした理由) 渡邊 芳樹氏は、他法人の取締役として培った豊富な経験および公認会計士としての会計監査業務に関する幅広い知見を有していることから、当社の監査体制の強化に活かせるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式数 |
|--|---|--|--------------------|
| 4 | ※ あさい きよたか 浅井 清孝 (1953年6月21日生) | 1977年4月 コンピューターサービス株式会社(後のSCSK株式会社)入社 1988年4月 情報通信システム事業部長 1994年6月 株式会社CSK(後のSCSK株式会社)取締役 2001年7月 株式会社ベリサーブ設立代表取締役社長 2005年10月 IT検証産業協会設立会長 2010年4月 百力服软件测试(上海)有限公司董事長 2011年11月 株式会社GIOT(現 株式会社ベリサーブ 沖縄テストセンター) 取締役 2013年6月 株式会社ベリサーブ取締役会長 2014年7月 株式会社ブイラボ設立代表取締役社長(現任) 2014年9月 株式会社セフティーアングル取締役(現任) 2016年6月 一般社団法人IT検証産業協会名誉会長 [重要な兼職の状況] 株式会社ブイラボ代表取締役社長 株式会社セフティーアングル取締役 | - 株 |
| (社外取締役候補者とした理由) 浅井 清孝氏は、他法人の取締役として長年に亘り経営に携わっており、またIT分野における豊富な経験と幅広い知見を有していることから、経営全般の監視と有効な助言を期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 高橋 基、渡邊 芳樹、浅井 清孝の3氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 高橋 基、渡邊 芳樹の両氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 社外取締役候補者としての独立性について
高橋 基氏は、2016年3月まで当社の特定関係事業者(主要な取引先)である株式会社大和総研の専務取締役、また2017年3月まで同社の顧問を務めておりました。2018年8月より大和証券オフィス投資法人代表執行役員として現在まで務めております。なお、同氏は、過去2年間に同社より報酬等を受けておりました。
5. 当社は、高橋 基、渡邊 芳樹の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認可決された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。また、久世 慎一、浅井 清孝の両氏の選任が承認可決された場合には、当社は浅井 清孝氏につきましては、同氏との間で同様の契約を締結し、また久世 慎一氏につきましては同氏の当社退職後に同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、渡邊 芳樹氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認可決された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、浅井 清孝氏の選任が承認可決された場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
7. 上記「所有する当社の株式数」の欄の、()内の数字は、2019年12月31日現在の従業員持株会での持ち分であり、外数となっております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬額は、2016年3月30日開催の第46期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬額を年額35,000千円以内とご承認いただき今日に至っております。

この間、経済情勢が変動したことや、経営環境の変化に伴い取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の責務が増大したことを考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬額を改めさせていただきたいと存じます。

報酬支給額につきましては、賞与を含めた報酬として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を各事業年度を対象とする年額300,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬額を各事業年度を対象とする年額50,000千円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

また、現在の取締役は9名（うち監査等委員である取締役は4名）であるところ、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役10名（うち監査等委員である取締役は4名）となります。

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、2020年2月14日開催の取締役会において、本総会第6号議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、任期中の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）である若尾 逸雄、柳沢 一紀、竹田 陽一、関本 祥文、および小笠原 芳市の5氏に対し、これまでの労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、支給の時期につきましては、各取締役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、本議案は、本総会第6号議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、効力が生じるものとします。役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の対象となる取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|--------|--|
| 若尾 逸雄 | 1997年4月 当社取締役 2001年3月 当社常務取締役 2003年3月 当社専務取締役 2007年3月 当社代表取締役社長（現任） |
| 柳沢 一紀 | 2007年3月 当社取締役 2014年3月 当社常務取締役（現任） |
| 竹田 陽一 | 2014年3月 当社取締役（現任） |
| 関本 祥文 | 2017年3月 当社取締役（現任） |
| 小笠原 芳市 | 2019年3月 当社取締役（現任） |

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額は2016年3月30日開催の第46期定時株主総会において、年額200,000千円以内（第4号議案が原案どおり承認可決された場合には年額300,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は9名（うち監査等委員である取締役は4名）であるところ、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役は10名（うち監査等委員である取締役は4名）であり、本議案に係る対象取締役の員数は6名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

株主総会会場ご案内図

J R 山手線・都営地下鉄浅草線・東急池上線
五反田駅西口下車 徒歩約6分

株式会社アイ・エス・ピー

〒141-0032

東京都品川区大崎五丁目1番5号 高德ビル3階会議室

T E L 03-3490-1761 F A X 03-3490-7718

昨年と開催場所を変更しております。

以下の「ご案内図」をご参照のうえお間違いないようご注意ください。

